特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	障害者福祉に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

福岡県太宰府市長

公表日

令和4年12月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	太宰府市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・児童福祉法に基づく、障害児通所給付費等に関する事務 ・身体障害者福祉法に基づく、身体障害者手帳交付等に関する事務及び障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所・費用の徴収等に関する事務 ・知的障害者福祉法に基づく、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所・費用の徴収等に関する事務 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給等に関する事務。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）の支給等に関する事務及び、地域生活支援事業の支給等に関する事務 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく、子育て世帯への臨時特別給付（令和3年度補正予算分）に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
障害福祉情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項　別表第一の8、11、12、14、34、47、84，101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 　第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第8号及び別表第二　16、26、56の2、57、87、109、116の項 （情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第8号及び別表第二　10、11、16、20、53、67、68、85、108、109、110、121、121の800の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 総務部 文書情報課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-1601

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 健康福祉部　福祉課 電話:092-921-2121　ファクス:092-925-0294

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月13日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ5. ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部　福祉課 ②福祉課長　阿部　宏亮	①健康福祉部　福祉課 ②福祉課長	事後	①組織改編による変更 ②新様式に対応
令和1年6月28日	Ⅰ8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　市民福祉部　福祉課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　健康福祉部　福祉課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-0294	事後	組織改編による変更
令和1年6月28日	Ⅱ1. および2. いつ時点の計数か	平成28年2月29日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ		様式変更による追加		
令和2年10月20日	Ⅰ8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　健康福祉部　福祉課 電話:092-921-2121　ファクス:092-921-0294	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市　健康福祉部　福祉課 電話:092-921-2121　ファクス:092-925-0294	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	Ⅱ1. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13日時点	事後	5年に一度の見直しによる
令和4年2月22日	Ⅰ1. ②事務の概要		・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく、子育て世帯への臨時特別給付（令和3年度補正予算分）及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務	事後	追加
令和4年2月22日	Ⅰ4. ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第7号及び別表第二　16、26、56の2、57、87、109、116の項 （情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第号及び別表第二　10、11、16、20、53、67、68、85、108、109、110の項	（情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第8号及び別表第二　16、26、56の2、57、87、109、116の項 （情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第8号及び別表第二　10、11、16、20、53、67、68、85、108、109、110、121、121の800の項	事後	番号法改正による項番の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	Ⅰ１. ②事務の概要	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく、子育て世帯への臨時特別給付（令和3年度補正予算分）及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく、子育て世帯への臨時特別給付（令和3年度補正予算分）に関する事務	事後	見直しによる
令和4年12月28日	Ⅰ３. 個人番号の利用	１．番号法第9条第1項　別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項	１．番号法第9条第1項　別表第一の8、11、12、14、34、47、84，101の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による